

第1次滝沢市総合計画

第Ⅲ章

(前期基本計画)

市域全体計画

第Ⅲ章 （前期基本計画）市域全体計画

1 市域全体計画の策定に当たって

前期基本計画において位置付けられる市域全体計画は、基本構想が目指す「幸福感を育む地域環境づくり」の基盤構築に向けて、公共が担うべき分野を明らかにし、前期基本計画4年間における滝沢市の計画的な行政サービスの展開を明らかにした「行政計画」です。

市域全体計画の策定に当たっては、滝沢市を取り巻く社会経済情勢や市行政の内部環境を正しく認識し、滝沢市としての「強み」と「弱み」を把握した上で、計画期間内の政策展開について検討を行ったものであります。

滝沢市は、秀峰岩手山を始めとする豊かな自然環境に囲まれるとともに、岩手県立大学、盛岡大学、岩手看護短期大学などの複数の高等教育機関の立地、県都盛岡市に隣接するなど、恵まれた生活環境を有する自治体であります。しかし、市民生活に影響を与える環境要因は社会経済情勢を背景に様々日々変化しています。

そのため、市域全体計画を策定するに当たっては、外部環境（滝沢市を取り巻く環境）、内部環境（滝沢市役所の内部環境）の分析に力を入れ、民間企業の経営戦略策定にも用いられる、PEST分析（直接コントロールできない環境の変化、主に政治、経済、社会及び技術についての分析）や、VRIO分析（企業が有する資源の競争優位性、価値、希少性、模倣困難性及び組織に関する分析）等の様々な手法を活用しながら分析を行いました。

これにより、多くの視点から滝沢市を見つめることができ、市域全体計画の策定の基礎データとなりました。

その基礎データから滝沢市の「強み」と「弱み」を把握し、部門別計画の策定に活かすことで、より現状に即し、社会経済情勢の変化を見据えた市域全体計画の策定を目指したものであります。分析の結果は大きく次のとおりとなっております。



(1) 滝沢市を取り巻く外部環境分析

外部環境分析は、世界又は日本における社会経済情勢の変化など、滝沢市として、直接コントロールできない環境の変化のうち、滝沢市に対して大きな影響を与える要素についての分析の結果です。また、その外部環境に対し、滝沢市の状況を参考に記載しています。

ア 高齢化問題

総務省による平成25年9月時点の人口推計によれば、65歳人口は3,186千人、高齢化率は25%となり、過去最高の数値となっています。また岩手県の平成25年10月時点の高齢化率は、国全体よりも高い28.7%となっており、今後更なる社会保障費の増加などにつながっていくことが予想されます。

《滝沢市への影響》

平成25年10月時点では、高齢化率19.4%と、県下で最低の高齢化率となっています。ただし、今後の予測としては国や県と同様、高齢化率の上昇は避けられないものと思われます。

イ 人口減少問題

高齢化問題と関連し、現在日本においては人口自体の減少も問題となっています。総務省の人口推計（平成25年10月1日時点）によると、日本の総人口は1億2,729万8千人であり、前年に比べ21万7千人の減少となっています。人口の減少が引き起こす問題としては、経済的な市場の縮小とそれに伴う雇用状況の悪化や労働力の不足等が懸念されます。

《滝沢市への影響》

滝沢市においては、平成25年10月時点で人口55,077人、前年に比べ530人の増と、人口は年々増加している状況ではありますが、全国的な人口減少を背景に盛岡広域都市圏の人口も減少しており、滝沢市の人口増加の動き自体も鈍くなりつつあります。

ウ 地方自治に向けた国の動き

国においては、人口減少克服・地方創生の推進を行うための「まち・ひと・しごと創生本部」が発足したこと、また地方圏の中心都市が近隣市町村と連携し、地域の実情に応じた行政を提供するという目的の下に「連携中枢都市圏構想」が打ち出されたことなど、新たな構想が生まれています。

《滝沢市への影響は》

盛岡市が連携中枢都市となることから、盛岡広域都市圏での滝沢市の役割を明らかにしながら、他市町との連携を具体的に進めることが求められています。

エ 経済情勢

経済のグローバル化に伴い、産業においてはこれまでより高い価値の創造が求められます。また、金融緩和等の政策により、景気が鈍い上昇の兆しを見せているとはいえ、税と社会保障の一体改革に伴う消費税の増税等が消費行動に与えている影響は非常に大きいものがあります。

《滝沢市への影響》

従来、滝沢市では、産業の育成による滝沢市内の雇用の場の拡大が課題となっています。特にもグローバル化の影響を受けるICT（情報通信技術）産業については、市内各大学との連携を行うなど、より高い付加価値の創造を目指していくことが求められます。また、滝沢市においては市内に商業集積地がないことから、消費行動自体を外部に頼っており、盛岡広域都市圏の経済情勢に左右されやすい状況となっています。

オ 環境問題

近年、世界規模での温暖化が進行しており、日本においても、生態系の変化などの自然環境への影響や、大規模な風水害、高い気温による熱中症など、私たちの生活への影響も与え始めています。

《滝沢市への影響》

温暖化により、松くい虫の被害が滝沢市にも及んでいます。また、近年の台風の大規模化に伴い、数十年に一度の降雨量となる「大雨特別警報」の発令が全国的に見受けられることから、防災への取組が重要視されています。

(2) 滝沢市行政における内部環境分析

内部環境分析は、滝沢市の行政主体である市行政（滝沢市役所）について、市の持っている財産（ヒト、モノ、カネ、情報、知恵）が客観的に見てどのような状況にあるのかを確認する形で行いました。

ア ヒト

人口比でみると近隣市町村に比べ職員数が少なく、これまでに培われた業務効率化のノウハウにより、少ない人員体制での業務を可能にしています。

イ モノ

過去に整備した公共施設やインフラ施設が、現在更新時期を迎えています。これに対応するため、修繕や更新等、計画的に進めていく必要があります。また、指定管理者制度の導入など、より効率的で経済的な運営方法の推進を進めています。

ウ カネ

平成25年度決算では、滝沢市一般会計予算のうち、自主財源（税金、使用料等）は4割と半分以下であり、残りは依存財源（県や国等からの財源）となっています。また、基金残高は、岩手県内の他都市と比較しても少ない状況にあります。

エ 情報

平成17年度から毎年3,000人の市民に対して地域社会アンケートを実施し、市民の行政に対するニーズの集約を行うとともに、得られた結果の分析を行い、政策へ反映する仕組みをもっています。

オ 知恵

行政改革の歩みとして、ISO9001（※1）、行政経営品質向上活動（※2）に取り組んできた経緯があり、行政サービスの満足度を意識した取組が行われてきました。行政経営理念の策定や、各部ごとのビジョン（目標）、ミッション（使命）、ド

メイン（事業領域）の設定などにより、市行政として市民に届ける価値の創造を戦略的に展開する取組が行われています。

（3）滝沢市の強みと弱み

外部環境と内部環境の分析の結果、滝沢市の強みと弱み、また市行政の強みと弱みを以下のように整理しました。

ア 滝沢市の強みと弱み

（ア）滝沢市としての強み

県都盛岡市に隣接する利便性の高さと、岩手山、鞍掛山に代表される自然の豊かさが調和した過ごしやすい住環境、また、市内に立地する高等教育機関を核とし、近年の企業集積とあわせて、産学官連携の素地が培われていることが挙げられます。

さらに、地域デザインの推進など、市民と市行政の協働により市民が地域の課題を解決する地域力が養われていることも強みの一つです。

（イ）滝沢市としての弱み

商業の集積地がなく、消費活動が盛岡市中心となっていることや、就労場所が市内に少ないこと、また、今後の高齢化の見通しを踏まえた場合、交通弱者を支える公共交通網の整備などが弱みとして挙げられます。

イ 市行政の強みと弱み

（ア）市行政の強み

これまでに取り組んできた行政経営品質向上活動等を活かした方針展開の仕組みと、少数の職員で業務を遂行するノウハウが整っていることが挙げられます。

特にも、毎年3,000人を対象とした市民アンケートを実施し、市民のニーズを集約し、行政の政策に反映させる仕組みが整っていることは強みであります。

（イ）市行政の弱み

自主財源及び基金残高が少ないことから、独自の行政サービスを行うための財源が限られています。また、既存施設の老朽化に伴う、更新又は維持管理に要する費用の増加が今後見込まれることから、施設の更新又は改修等に携わる技術職員の育成及び確保が急務となっています。

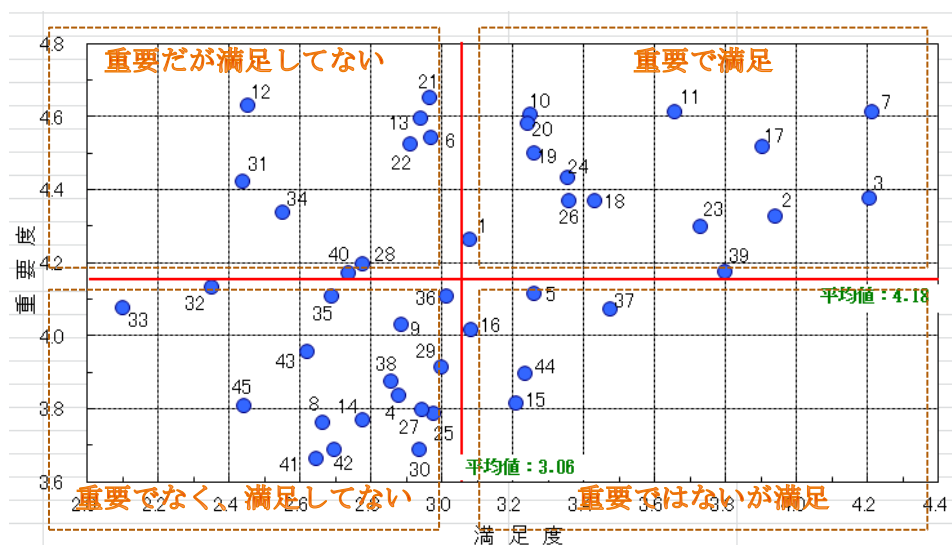
これら強みについては、更に磨きをかけて滝沢市の脅威となる事象又は事案に対抗する武器としていくこと、また弱みについては、解消していくことはもちろんですが、同時に弱みをカバーして時代に対応していくことや、脅威に対応できなくなる前に対策を立てていくことが重要となります。

(4) 市民ニーズの現状

本総合計画を策定するにあたり、平成26年10月に実施した「幸せと暮らしに関する市民アンケート調査」における市民のニーズ（暮らしやすさ一覧表掲載の45の最適化条件）を重要度と満足度で表わした散布図は、次のとおりとなりました。

市民ニーズは、毎年度把握しながら、各部門別計画の展開に反映させることとします。

1	自然環境に配慮する取組が行われている	25	自ら学んだり取り組める環境がある
2	自然とふれあえる環境がある	26	子ども達が生き生きとしている
3	市に豊かな自然がたくさん残されている	27	自分の夢の実現のために取り組むことができる
4	みんなで地域の夢の実現のために取り組むことができる	28	子どもたちの体力・学力が向上する
5	隣り近所とのつきあいがある	29	地域と学校との間で交流がある
6	地域に安心できる防災の仕組みがある	30	スポーツに親しむ機会がある
7	家族がお互いに支えあっている	31	働く場がある
8	ボランティアやNPO活動が活発である	32	農業の担い手がいる
9	地域の中に支え合う仕組みがある	33	みんなが自分のやりたい仕事ができる
10	市に犯罪がない	34	子育てしながらでも安心して働くことができる
11	心身ともに元気で暮らせる	35	市の特色を活かした産業がある
12	老後の不安なく暮らせる	36	地場産品が広く販売されている
13	子ども達が不安なく暮らせる	37	文化、伝統が受け継がれている
14	一人一人の個性が尊重されている	38	文化、伝統や芸術に親しむ機会がある
15	高齢者が自ら率先して活躍している	39	チャグチャグ馬コの知名度が活かされている
16	健康や介護などを学べる「場」がある	40	必要な情報がわかりやすく伝わる
17	かかりつけの病院がある	41	同じ目的を持った人との交流がある
18	放課後の子どもの居場所がある	42	地域間での交流がある
19	安心して子育てができる	43	必要な時に欲しい情報が得られる
20	交通安全が保たれている	44	人々が集まり活動できる場所がある
21	急病の時に病院に行きやすい	45	地域や世代を超えて市全体がつながっている
22	交通の便がよく、移動がしやすい		
23	ずっと住みたいと思える市である		
24	市役所の仕事は信頼できる		



2 市域全体計画の期間

市域全体計画の計画期間は、前期基本計画期間とし、平成27年度から平成30年度までとします。

市域全体計画は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、前期基本計画における市行政の取組を明らかにした行政計画です。

3 市域全体計画のビジョン、ミッション

滝沢市の将来像を実現するための取組を進めるためには、滝沢市を取り巻く環境分析を踏まえ、前期基本計画期間の4年間で、「行政が何をなすべきか」についてを明らかにする必要があります。

そこで、前期基本計画における市域全体計画を進める上で、滝沢市が取り組むべき、ビジョン（目標）、ミッション（使命）を次のように設定します。

（1）市域全体計画のビジョン（目標）

市民主体による「幸福感を育む地域づくり」に向けた機運の醸成とセーフティネットの維持

ビジョンとは、将来的にこうなりたいという、目指す将来像です。

前期基本計画における市域全体計画の展開は、「住民自治日本一」に向けた恒久的な取組の第一歩となり、また、基本構想の実現にも大きく影響するものです。

本計画では、市民主体による「幸福感を育む地域づくり」に向けた機運醸成への取組をスタートさせ、最終年度となる平成30年には、地域において、住民自治が様々な場面で展開される機運が高まっている状態を目標とするとともに、その土台となるセーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）を維持します。

（2）市域全体計画のミッション（使命）

市民主体による「幸福感を育む地域づくり」のための仕組みづくりと、セーフティネットにかかる行政サービスの確実な実施

ミッションとは、計画が果たすべき使命です。この使命があることにより、計画を担う組織としての存在価値が生まれ、使命に基づいた行政サービスを市民に提供することによって幸福感を育む滝沢市の実現に寄与するものであります。

滝沢市は、「幸福感を育む地域づくり」のための仕組みづくりと、セーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）の確実な実施を進めることで、4年後のビジョン達成を目指します。



(3) 市域全体計画を展開するために(4年間の戦略)

市民の幸福感に寄与する取組への優先的な経営資源の投入と最低限度の生活環境基準の明確化に向けた取組の推進

滝沢市が有する岩手山を始めとする恵まれた自然環境が日常生活の直ぐ近くにあることは、市民の幸福感を育む環境のベースともなっています。この自然環境を守り、活かしながら、市民の幸福感を育むための地域環境を創ることが必要です。

幸福感は、「健康」、「人とのつながり」及び「所得・収入」に関する要素に強く影響されることが、市民アンケート結果からもわかっています。

市域全体計画では、これらの市民の幸福を判断する重要要素に関わる取組に経営資源を優先的に配分するとともに、取組の展開として社会関係資本を積極的に活用し、幸福感を育む暮らしやすい環境の創出を図ります。

また、計画を展開する上で土台となる、セーフティネット機能については、公共が担う、生活の最低水準及び生活環境基準を各分野で明らかにすることにより、市民の安全・安心の根幹が守られている状態を維持する必要があります。

人とのつながり



健康



所得・収入



4 市域全体計画の部門別計画の分類について

市民が幸福を判断する際に大きな影響を受ける項目として「心身の健康」「家族関係」「所得・収入」が上位3つの項目であることが、市が実施したアンケート調査でわかりました。

特に、「家族関係」の他、人とのつながりを示す項目については、高い値を示す結果となり、アンケート結果を踏まえると、「健康」「人とのつながり」「所得・収入」についてが、幸福感を判断する際の3大要素であることが窺えます。

幸福の感じ方は人それぞれにより異なりますが、幸福でない状態はある程度共通しているものと考えられます。このため、市行政が主体となって取り組む市域全体計画では、幸福を判断する3大要素を中心に、人々が幸福でない状態を作らないようにすることと同時に、滝沢市の将来像を達成するために、行政の取り組むべき分野である滝沢市自治基本条例第5条「めざす地域の姿」へ向けた政策を推進する必要があります。

よって、前期基本計画における市域全体計画では、現行法令による事務事業の実施の視点に、トータルコミュニティマネジメント（滝沢市自治基本条例に掲げる市民の想いの実現のために、市民と公共が一定のルールを定め、そのルールに従い取組を実施する仕組み）に基づく8つの「視点」及び「めざすまちの姿」を基本構想で定め、幸福を判断する市民の3大要素を踏まえながら市政が行う政策分野を6つの部門に設定します。

※滝沢市自治基本条例に規定する「めざす地域の姿」と基本構想の「視点」及び「めざすまちの姿」

	自治基本条例第5条「めざす地域の姿」	視点	滝沢市域全体計画として8つの視点が描く「めざすまちの姿」
1	岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	活かす	恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち
2	みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域	支えあう	お互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち
3	保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域	輝く	みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち
4	地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域	暮らす	安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなで取り組むまち
5	学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域	学ぶ	子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち
6	地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域	働く	雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち
7	歴史・伝統を守り、文化を創造する地域	受け継ぐ	次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着をもてるまち
8	年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域	集う	地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち

滝沢市自治基本条例第5条に掲げる8つの「めざす地域の姿」に基づく基本構想が定める「めざすまちの姿」の「視点」



市民が幸福感を判断する3大要素



部門別計画名	人とのつながり部門	健康福祉部門	経済産業部門	都市基盤部門	生涯学習部門	政策支援部門
6政策	人とのつながりによって市民が行動しているまちを指します	健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します	次代を担う若者が育ち、新たな価値の創造に挑戦するまちを目指します	ひとにやさしく安心・快適で活力あふれるまちを目指します	一人一人が学ぼうとするまちを目指します	総合計画の認知度を高め行政基盤の確立を目指します
33基本施策	分野別計画 各政策を課単位で推進するための方針を明らかにしたもの					
74施策	基本施策の方針に従い、具体的な取組方針を明らかにしたもの					
実行計画	実施計画 4年間の具体的な取組を明らかにしたもの					

分野別計画	各政策を横断して展開する全庁的な計画
実施計画	各実行計画を束ねて展開する事業計画的な計画

5 市域全体計画の推進キーワード

市域全体計画を推進する上で、「めざすまちの姿」に向けた各政策展開を市民により分かりやすく知っていただき、政策の発想と展開の「キッカケ」とすべく、市民憲章を踏まえて次のとおり推進キーワードを定めます。

夢

夢を抱き、夢に向かって努力する人々を応援します。

絆

絆で結ばれる滝沢市をめざし、人と人とのつながりの場を設けます。

生きがい

住みよい滝沢地域社会を創る一人一人の「生きがい」を大切にします。

健康

心身ともに健康で心豊かに過ごせる地域づくりを進めます。

未来

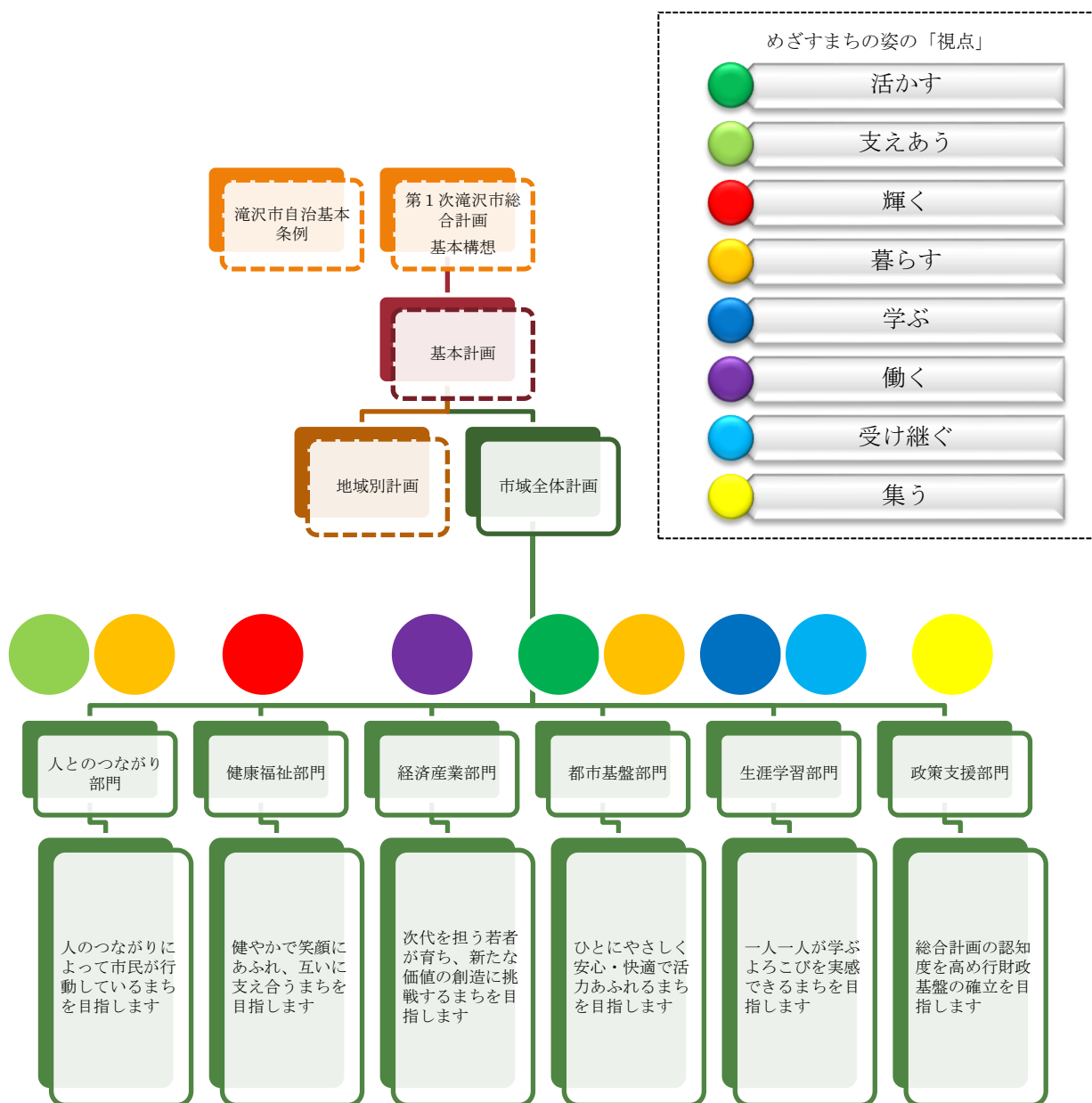
次世代に誇りを持って受け継げる滝沢市を創ります。



6 市域全体計画の体系

市域全体計画の政策体系は、下図のとおりとします。

市域全体計画は、6つの部門別計画で構成し、本章「9 部門別計画」において内容を明らかにします。



※各部門計画において、主に該当するめざすまちの姿の「視点」を色別に表示しています。「集う」に関しては、全ての部門に該当しますが、政策支援部門のみに表示しています。

7 財政の見通し

(1) 財政の現状と課題

これまでの滝沢市の財政運営は、外部的にはリーマンショック（※3）に始まる世界経済のデフレと低迷や東日本大震災への対応、三位一体の改革（※4）、政権交代、社会保障と税の一体改革、消費税率改正等の国の政策への対応、また、内部的には他市町村との均衡や一部事務組合の設立、第5次滝沢市（村）総合計画の推進、人口増、高齢化、市制施行等に対応し、義務的な事業はもちろんのこと緊急突発的な事業にも対応しながら、生活関連事業や社会保障関係のいわゆるソフト事業についても堅実に実施してきました。

このような状況の下で、平成25年度滝沢市の財政状況を見ますと、歳入については、自主財源（市税や使用料・手数料等）が4割、依存財源（国や県からのお金、借入金等）が6割となっています。自主財源の市税と依存財源の地方交付税は、使い道が限定されないお金で、2つを合わせて歳入全体の47.9%であり1/2に満たない状況です。財政基盤確立のため自主財源の拡大と地方交付税（※5）確保の重要性を時代を問わず一貫して求め続けていますが、現在もこの状況に変わりはなく大きな課題となっています。

自主財源の拡大を検討するに当たっては、仮に収支不足を補うことであっても、目的や理由、時期、期間、影響度、市民の理解、収入の使途等様々な観点から総合的かつ慎重に検討することが必要となります。

歳出について性質別に見ると、経常的な経費のうち義務的経費となる人件費、扶助費（※6）、公債費（※7）の状況は、次のとおりです。

人件費は、定員管理計画の着実な実施や国の人事院勧告に準じた運用、退職手当負担金の見直しにより、大きな変動はなく一定の範囲にあります。

扶助費は、子どもや障がい者に対する費用で8割以上を占め、ここ数年著しい伸びを示しています。平成25年度と平成20年度を比較すると約11億3千万円増加し、経常的な経費内での割合も、6.2ポイント上昇しています。市制施行に伴い生活保護費と児童扶養手当が加わり、今後も増加が見込まれます。

公債費は、借入金利の低下のほか、平成23年度に滝沢・雫石環境組合へ債務承継した市債を含めても残高は、平成18年度のピーク時から比較すると、財政状況への脅威とはなっていませんが、今後予定されている建設事業等の借入金により、公債費は大きく影響を受けることとなります。

この他、義務的経費以外の経常的な経費である物件費、維持補修費、補助費等は、次のとおりです。

物件費は、各種計画の策定やシステム更新・改修の有無により年度間で大きな変動があり、平準化へ向けた調整と工夫が求められています。

維持補修費の増減は、除雪費によるものが大きな割合を占め、公共施設等の補修・修繕は必要最小限の状況にあります。現在、国からの要請もあり公共施設等総合管理計画の策定を進めているところですが、財源確保について整理していく必要もあり重要な課題となっています。

補助費は、約7割が一部事務組合に対する負担金で、そのうち約6割が滝沢・雫石環境組合への負担金となっています。ごみ処理施設等の老朽化に伴い経費の増加がはじまっています。

このように経常的な経費の現状が滝沢市の財政状況を如実に表していることとなります。

経常的な経費は、人口の増加や社会保障制度への対応等により年々増加し、平成25年度決算で約119億2千万円、平成20年度と比較すると約17億2千万円の増となっています。例外の年度はあるものの平成13年度決算までは、経常一般財源（市税等で毎年自由に使えるお金）で経常的な経費を賄える状況でしたが、現在では経常一般財源と経常的な経費との開きが約22億円となっており、異常な伸びを見せていることがわかります。

今後予定されている消費税率の改正、社会保障制度改革の初期段階でこの財政状況と少子高齢化への施策を考えていくと、今後も相当厳しい財政運営を迫られるものと予想されます。

（2）財政見通し

財政の現状と課題から、市の財政環境は、国の様々な政策により大きく左右されることがわかります。このことから、国の政策や財政制度、税制改正等の動向を注視しながら、今後とも持続可能な財政運営を図るためには、財政運営の基本でもある、「入るを量りて出づるを為す」のとおり、身の丈にあった事務事業の選択と実施を基本としていくことが必要となります。このことは、市が自由に使える市税や地方交付税等の経常一般財源内での全事業の展開を意味するものであります。

財政状況によっては、自主財源の確保のためあらゆる方向からの歳入拡大に取り組むことが求められてきます。また、並行して、一般の事業を始め義務的経費等、容易に削減できない経費にあっても行政裁量のある部分については大きく見直しを含め、更にサービスの提供手段や民間手法の導入、様々な担い手による取組などを検討していく必要があります。

これらを前提として、平成27年度当初予算編成時における見込みの条件のもと、次のような財政見通しを立てるものです。

ア 標準財政規模（※8）について

市の財政需要の増加分が、地方交付税等に確実に反映された場合では、標準的な財政規模は毎年1%程度の増加が見込まれます。

イ 歳入について

（ア）市税

市民税については、法人にかかる税率の改正や高額給与所得者への見直し等があるものの現状で推移した場合は、生産年齢人口の減少により漸減が見込まれます。また、固定資産税については、3年毎の評価替えにより減少した後、2年間は微増を繰り返しながら減少する傾向が見込まれます。なお軽自動車税について

は、税率改正により増加が見込まれます。上昇してきている滝沢市の収納率の更なる向上を目指しながら着実に自主財源を確保していくことが求められてきます。

(イ) 地方消費税交付金等

今後予定される消費税率の改正が市の財政に与える影響は、仕組みとして地方消費税交付金の増分が普通交付税から差し引かれることとなっており、影響度合いは低いこととなりますが、合算額では減少も想定されます。

また、自動車取得税交付金は、消費税率改正時に見直される予定となっています。

(ウ) 地方交付税

普通交付税については、交付の元となる国税の状況により大枠が決ってきますが、財源不足に対して発行される臨時財政対策債が平成28年度まで延長されているように、国の経済の大幅好転は難しく交付税の総額確保が非常に厳しいことを示しています。また、交付税総枠内での普通交付税の交付割合は現行94%ですが、平成28年度は95%、平成29年度以降は96%に変更となります。臨時財政対策債の償還金は後年度の交付税で見られることになっていますが、交付税自体の総額確保が難しい状況を考えますと、全体的には縮小方向へ進むものと考えられます。

また、特別交付税については、災害発生の状況や特別な需要を加味して交付されるものですが、交付割合は現行6%から、平成28年度5%、平成29年度以降は4%に変更となります。

(エ) 国庫支出金（※9）

国庫支出金については、幼稚園就園奨励事業等で超過負担（負担割合が決められていて、国の負担すべき経費を、地方が負担しているケース）が恒常的に発生しています。一般財源化の名目で更に縮減が進むと見込まれます。

また、地方創生の5原則が出され具体的な政策は流動的ですが、原則自由に使える新交付金の創設が予定されています。

(オ) 地方債（※10）

地方債については、臨時財政対策債、道路事業や施設の整備事業等の起債が見込まれます。

臨時財政対策債については、赤字市債であり財政秩序の確立という観点から、抑制すべきと考えられますが、収支不足解消のためにはやむを得ない借入と考えています。

ウ 歳出について

(ア) 人件費

人件費については、市制移行による事務量の増大等で今後2～3年は増加し、その状態で推移する見込みです。大規模建設事業の終了後は事業費に含まれていた職員給与費が人件費へ振り替わることも増加の要因となってきます。

(イ) 扶助費

扶助費については、国において生活保護費の基準額について見直しが進みつつありますが、対象者の増も想定され減少へ向かう要素は見当たりません。しかし

ながら、行政裁量の余地もありサービス範囲を明確にすることも求められてきます。

(ウ) 公債費

主な大規模事業が終了して、元金償還が始まる平成32年度が公債費償還のピークと見込まれ、現在の公債費約12億5千万円から3億円程度の増加が見込まれます。この増加する公債費の財源確保が必要とされ、歳入面においては減債基金の充当、歳出面では、事務事業の徹底した見直しが求められてきます。

(エ) 義務的経費以外の経常的な経費

物件費は、交流拠点複合施設の管理運営費について、概算額で7千万円程度と見込まれ、効率的な執行が求められます。IT等のシステム更新については、更新時期の延長等を実施し関連業務の更新時期を合わせるなど、一層の効率化が必要となります。また、番号制度（マイナンバー）（※11）の導入にかかる経費も大きいものと見込んでいます。

維持補修費は、策定予定の公共施設等総合管理計画の位置付けにより、財政にも大きな影響を及ぼすことから実施に当たっては、国の財源手当てや緊急性、更には総量の見直しを含め十分検討しながら行っていく必要があります。

補助費等は、滝沢・雫石環境組合のごみ処理施設整備に係る償還金が平成29年度で終了し減少する一方、ごみ処理施設等の老朽化対策経費等が増加すると見込まれます。現在の滝沢市の繰出基準を適用すると、下水道事業特別会計等の公営企業会計への移行に伴い補助費等は増加しますが、繰出金は同額程度減少することとなります。

繰出金は、介護保険特別会計等の繰出金の増加を見込んでいます。高齢化率の上昇とともに、今後益々増加すると予想されます。

(オ) 投資的経費

滝沢市の将来に向けた基盤整備のため、道路事業や施設の整備事業等が進んでおり、投資的経費は大幅に伸びることとなります。なお、経常的な経費が年々増高する中にあり、投資的経費に回る一般財源の捻出に困難が伴ってくることから、今後も持続可能な財政運営のためには、補助率の高い国、県事業や防衛事業等の検討、また投資的経費に充てる一般財源ベースでの上限額の設定、更には、償還時に有利な起債を研究しつつも起債発行による将来負担額を考慮し普通建設事業の厳密な取捨選択や実施年度の調整が必要とされてきます。

8 土地利用計画

(1) 現状と課題

滝沢市は、市域182.32km²で、おおむね東西14km、南北20kmの長形となっています。市の中央部に奥羽山脈の支系が走り、それを境として南部・東部は田園、宅地、北部・西部については森林と畑、酪農地を中心とした土地利用形態となっています。

利用用途別には、山林や原野等が74.6%、次いで農用地が20%、宅地5.4%、となっており、住宅需要に対応する形で宅地が増加してきています。

滝沢市は、盛岡広域都市計画区域の一市町であり、市域の約35%が都市計画区域に指定されており、市域の約65%が都市計画区域外となっています。都市計画区域内の市街化区域は712haとなっており、道路・公園・下水道などの都市施設の整備と、民間開発の誘導等による面的な市街地整備を推進しています。また、市街化区域712haのうち、住宅系用途区域が657ha(92.3%)と、住宅需要に対応した用途設定となっています。

今後は、市民が滝沢市で暮らすことに幸せを感じるよう、住宅需要に対応したまちなか居住を推進すること、また同時に自立できる地域経済への対応をにらみ、産業集積による雇用や活力、夢を生むことのできる土地利用を推進していく必要があります。また、滝沢市の持つ豊かな自然を生かした住環境と生活利便性を両立し、人とのふれあいが盛んで幸せあふれる住環境を創造するため、優先的に整備を推進する地域と自然の保全に努めるべき地域を明確にし、計画的な市街地の形成を行っていく必要があります。

農業的な土地利用の側面では、農用地を農作物生産のみの地域とみるのではなく、田園的な景観の形成や、洪水防止など防災的な機能等、多面的な観点から農用地区域を重点に土地改良事業などによる農地・農業用施設の整備を促進し、農業経営の安定はもとより、農業の6次産業化の拠点としても優良農地の維持・保全を推進する必要があります。

岩手山麓に広がる森林地帯は、適正な保全と管理に努めており、今後一層自然景観や水源かん養の機能の維持を図るとともに、滝沢市の持つ豊かな自然環境の源として、その可能性を活かしていく必要があります。

このような現状を踏まえ、市民が豊かな自然と人とのふれあいによる幸せを実感できる滝沢市域を創造するためには、市内各地域がそれぞれの特徴を活かした上でつながりあうことが求められることから、住宅地、産業集積地、農地、自然あふれる地域等を明確にした土地利用を促進していくことが求められます。

(2) 土地利用の基本方向

滝沢市内の各地域においては、歴史や文化、産業などについてそれぞれ地域ごとの特徴を持っており、これらを各地域の個性として活かすことが、その地域の輝きや活性化

につながってくると考えられます。滝沢市の土地利用としては、各地域の個性を重要な要素として活かしつつも、市全体として調和のとれた、秩序ある土地利用を進めていくことが求められます。

このことから、土地利用に関しては、次に挙げる基本方向と、現在の国土利用計画滝沢市計画を柱に、都市計画法、農地法及び森林法等の各個別法との調整を図りながら土地利用を進めていきます。

ア 農用地

農用地は、農業の生産基盤であると同時に、洪水防止機能を始めとした土地の保全的役割も持つ重要な資源です。さらに最近では 景観形成や食育への関心の高まりへの対応、また農業の6次産業化のフィールドなどとして多面的な機能を持たせることが必要です。このようなことから、無秩序な開発を抑制し、農業基盤の整備や高度利用を促進し、優良農地の維持と保全を推進していきます。しかし、一方では農業者の高齢化や担い手の不足などの問題も抱えており、農業経営の動向を注視しながらの有効利用に努めます。

イ 森林

森林は、木材等林産物の供給のほか、水源のかん養や土砂災害等に対する土地保全機能、文化や教育的利用、良好な生活環境等の機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、環境問題の側面からもその活用が期待されます。また、滝沢市においては特に岩手山周辺の森林が景観形成に非常に重要な役割を果たしています。これら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するため、保全と整備を図っていきます。

ウ 工業

工業用地は、地域経済の活性化や雇用の創出を図るという観点、特に若者が地域に残るためにも非常に重要な役割を持ちます。既存施設である盛岡西リサーチパークと、岩手県立大学との産学連携の拠点となる滝沢市IPUイノベーションパークの更なる活用を行うとともに、現在進めている東北縦貫自動車道滝沢南スマートインターチェンジ（仮称）の周辺について、交通条件を活かした産業用地の整備と、更なる雇用創出を図るため関係企業の誘導等を推進していきます。

エ 商業

滝沢市においては、商業集積が少ないこと、また県都である盛岡市に隣接していることなどから、地元購買率は決して高いとはいえません。そのような中でも、地域経済の活性化や雇用の創出につなげるため、安全志向や地産地消、買い物形態の変化など多様化する消費者ニーズに対応していくことが求められます。特に中心となる商業集積がないことに対しての小売業・サービス業の立地推進を行い、市としての特色を活かした商業集積の形成を推進していきます。

オ 住宅地

住宅地については、国や県の人口が減少を迎える中であっても、滝沢市の今後の人口動向を捉えつつ、本総合計画の人口指標目標として掲げている人口57,000人を見越した宅地需要に対応し、滝沢市のもつ自然環境と景観を生かしたゆとり

ある用地を確保し、特に若者の定住を促進します。また、市街地については、住民の快適な生活の向上と、地域における人とのふれあいを促進することを念頭に置きながら、道路や下水道、公園などの維持・整備を行います。未利用地や残存農地については、住民のライフスタイルや家族形態等の観点から、用途地域の変更を含めた適正な土地利用を推進することで、利用促進を図ります。

カ 道路

道路は、快適な生活環境の基盤であるとともに、産業振興の基盤、更には地域内や地域間における人とのふれあいを図るという面からも重要な役割を持っています。このことから、市道については、「滝沢市の道路整備計画」を見直しながら、費用対効果の検討や優先順位付けを行った上で、計画的に整備を推進していきます。特に、通学児童、生徒が利用する道路などは、歩道設置、交差点改良などを推進し、歩行者や自転車の安全確保並びに渋滞緩和に努めます。また、滝沢市の基幹道路である国県道の課題については、国及び県に対して事業促進を強く要望していきます。

キ 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、治水などの防災機能、市民生活及び全産業における生産活動に必要な水供給機能を持ち、更には、水辺空間は保健休養機能を持っています。このようなことから、ゆとりある水辺空間の形成など、親水機能に配慮しながら、水資源の利用拡大に向けて、適正な維持・保全に努めます。

ク その他（公共施設用地等）

その他の用地については、市域全体計画の趣旨に基づき、「市民が主体となった地域づくりができる環境の整備」という観点から計画的に確保と活用を進めていきます。

9 政策の展開について

滝沢市自治基本条例に定める「めざす地域の姿」に向けて、基本構想で掲げた「めざすまちの姿」への取組を6つの部門別計画により進めます。

めざす まちの 姿

※滝沢市自治基本条例第5条に規定する「めざす地域の姿」に向けた8年間の取組視点

(視点)

活かす	恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち
支えあう	互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち
輝く	みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち
暮らす	安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなを取り組むまち
学ぶ	子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち
働く	雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち
受け継ぐ	次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着を持てるまち
集う	地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち

各部門計画目次

めざすまちの姿の実現に向けた各部門計画



- 1 人とのつながり部門計画
83ページ
- 2 健康福祉部門計画
113ページ
- 3 経済産業部門計画
167ページ
- 4 都市基盤部門計画
195ページ
- 5 生涯学習部門計画
243ページ
- 6 政策支援部門計画
283ページ

(1) 部門計画の記載内容

各部門別計画は、次の内容について記載いたします。

ア 部門計画の体系

部門計画の体系をもくじ形式で表わしています。

「めざすまちの姿」に関わる「視点」を図化して表わしています。

イ 部門計画の内容

(ア) 基本構想に掲げる、まちづくりの「視点」及び「めざすまちの姿」

部門計画において、基本構想に掲げる、まちづくりの「視点」及び「めざすまちの姿」に該当する代表的な項目を記載しています。

(イ) 計画のビジョン（目標）

部門計画が4年間で目指す姿を表わし、その設定理由を付しています。また、ビジョンを政策名称とします。

(ウ) 計画のミッション（使命）

部門計画がなすべきことを簡潔に表し、その設定理由を付しています。

(エ) 計画のドメイン（事業領域）

部門計画が展開すべき領域を簡潔に表し、その設定理由を付しています。

(オ) 政策目標

a 暮らしやすさ指標

市行政として、最低限度の生活環境基準を満たし、市民が暮らしやすさを感じるための指標を掲げています。

b 《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

幸福感を育む環境づくりの視点を市行政の展開の中で、活かすことを目的に、「幸福実感一覧表」の象徴指標の中から関係する指標を参考として掲げています。

(カ) 環境分析

滝沢市を取り巻く社会経済情勢などの状況を「外部環境分析」とし、市行政内部における実態を「内部環境分析」として記載しています。

(キ) 政策内の体系

政策を実現するための、基本施策を図化しています。

(ク) 政策展開スケジュール

前期基本計画4年間の計画期間における、当該政策の主な展開を表わしています。

(ケ) 所管分野別計画

部門計画において、他の部門との連携により展開する計画を「分野別計画」として記載しています。

分野別計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることを義務付ける他、今後計画を策定又は見直しを行う場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。（平成29年度には、第1次滝沢市総合計画後期基本計画策定作業に合わせた計画の見直しに取り組むこととする。）

掲載計画は、前期基本計画策定時の分野別計画を記載。

ウ 基本施策の内容

(ア) 基本施策が4年間でめざす姿

基本施策が4年間でめざす姿について、説明をしています。

(イ) 基本施策の環境分析

基本施策に関わる、社会経済情勢などの状況を「外部環境分析」とし、当該基本施策に関する市行政の内部の実態を「内部環境分析」として記載しています。

(ウ) 基本施策内の体系

基本施策を実現するための、施策を図化しています。

エ 施策の内容

(ア) 基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

基本構想に掲げる、まちづくりの「視点」及び「めざすまちの姿」の実現のために設定した「最適化条件」のうち、施策に該当する内容を記載しています。

(イ) 施策の内容

基本施策が4年間でめざす姿の実現のために行う「施策」の内容について記載しています。

(ウ) 施策の目標

施策の確実な展開を促すために、施策目標を記載しています。

a 暮らしやすさ指標

市行政として、最低限度の生活環境基準を満たし、市民が暮らしやすさを感じるための指標を掲げています。

b 《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

幸福感を育む環境づくりの視点を市行政の展開の中で、活かすことを目的に、「幸福実感一覧表」の象徴指標の中から関係する指標を参考として掲げています。

(エ) 施策展開スケジュール

前期基本計画4年間の計画期間における、当該施策の主な展開を表わしています。

(オ) 所管実施計画

施策又は当該基本施策内の他の施策との連携により展開する計画を「実施計画」として記載しています。

実施計画は、総合計画の趣旨を計画に反映させることに努める他、今後計画を策定又は見直しを行う場合は、可能な限り計画期間を総合計画と一致させることとします。

掲載計画は、前期基本計画策定時の実施計画を記載。

第Ⅲ章 前期基本計画 市域全体計画にかかる用語解説

- P62 ※1 **ISO9001**⇒品質マネジメントシステム (Quality Management System)。
- P62 ※2 **行政経営品質向上活動**⇒優れた民間企業を表彰する仕組みである「日本経営品質賞」の考え方と審査基準を基本に、行政経営の品質を評価していく活動。
- P72 ※3 **リーマンショック**⇒米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻により、世界的な金融危機をもたらした出来事。
- P72 ※4 **三位一体の改革**⇒「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行った改革。
- P72 ※5 **地方交付税**⇒国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により算出し、国が地方公共団体に交付する税。
- P72 ※6 **扶助費**⇒生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく被扶助者への支給や、市独自の各種扶助のための経費。
- P72 ※7 **公債費**⇒ 市債の元利償還金及び一時借入金利子を支払うための経費。
- P73 ※8 **標準財政規模**⇒地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算式によって算定されたもの。 $(\text{基準財政収入額} - (\text{地方道路譲与税} + \text{特別とん譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100/75 + (\text{地方道路譲与税} + \text{特別とん譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}) + \text{普通交付税額})$
- P74 ※9 **国庫支出金**⇒国と市が行う事業で、事業の内容により、経費の全部又は一部が国から市へ交付されます。負担金、補助金、委託金があります。
- P74 ※10 **地方債**⇒地方公共団体（市）が行う事業で、特に大きな事業を実施する場合に必要な財源を調達するために借り入れる借金。
- P75 ※11 **番号制度（マイナンバー）**⇒複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。